

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年5月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400170号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500006号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年3月30日から同年4月1日まで

A社B支店には、昭和59年4月1日に入社し、平成2年3月31日付けで退職するまで電話対応や注文を受けた商品の伝票入力等の仕事をしていましたが、年金記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年3月30日となっているので、同被保険者資格喪失日を平成2年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社B支店における離職年月日は平成2年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、当時の上司であった総務課長(以下「上司」という。)が退職時の届出を行っており、平成2年3月31日が土曜日であったことから、誤った届出が行われたのではないかと思うと述べているところ、上司は、当時、土曜日、日曜日及び祝日は休日であったが請求者の退職日は覚えていないこと、及び雇用保険は失業時の給付が有利になるよう月末日を離職日とする届出を行う一方、厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、退職する月の保険料がかからないように平成2年3月30日とする届出をしたと思うが、平成2年3月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除することはない旨を陳述している。

また、A社は、請求期間当時の資料を保管していないため、請求者の退職日、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除を確認することはできないものの、当時は、従業員が退職する月の厚生年金保険料の負担を避けるため、被保険者資格喪失日を月末とする届出を行っていたと聞いており、請求者については、退職した平成2年3月分の保険料は給与から控除していないはずである旨回答している。

さらに、オンライン記録により、A社B支店において、請求期間及びその前後の昭和62年1月から平成5年12月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚(A社の他の事業所に異動した者を除く。)について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、請求者と同様に雇用保険の離職日は月末日であるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日はその前日又は数日前と記録されている者が複数確認できる。

加えて、請求者は、上司以外の同僚等に対する照会を希望していないことから、同僚等から請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる関連資料や陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400159号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500007号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月1日から同年9月1日まで  
昭和59年1月1日からA社において正社員として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和59年9月1日となっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の勤務状況に関する具体的な陳述、請求者から提出された請求期間前及び請求期間中の消印が確認できる手紙及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、入社日の特定はできないものの、請求期間中からA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、平成7年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の所在地を管轄するB地方法務局は、商号が「A社」である法人は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者及び複数の同僚は、請求期間当時、当該事業所を運営していたのはC社であったと述べており、同社の事業主及び支配人であったとする事業主の妻の名前を挙げているところ、商業・法人登記簿謄本によると、C社は、現在D社となっていることが確認できるものの、D社は、C社の資料は保管していない旨回答している上、C社の事業主は死亡しており、支配人として挙げられた事業主の妻は病气療養中であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のほか、照会を行った者から名前が挙げられた同僚の合計45人に照会し、21人から回答を得たものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和59年9月1日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400162号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年4月1日から同年5月1日まで  
請求期間について、A'事業所(厚生年金保険の適用事業所はA事業所)に臨時職員として勤務していたが、年金記録では、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間において厚生年金保険に加入した記録はなく、請求期間後の昭和60年5月1日からB共済組合の組合員となっていることが確認できるところ、請求者は、昭和60年4月からA'事業所に勤務しており、請求期間は臨時職員として厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、A事業所から提出された請求者に係る職員履歴カード等の人事記録によると、請求者は昭和60年5月1日付けでA'事業所に勤務するC職として採用されたことが確認できるものの、請求期間における勤務の記録はなく、A事業所は、請求期間当時の臨時職員に係る資料が残っていないため、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

さらに、請求者は、自身と同時期に臨時職員として採用されたとする同僚の名前を挙げているところ、当該同僚は、請求者と同様に、請求期間において厚生年金保険に加入した記録はなく、請求期間後の昭和60年5月1日からB共済組合の組合員となっていることが確認できる上、同人は、請求者と一緒に採用前の説明を受けており、最初の1か月又は2か月は臨時職員として採用され、その後には正職員になる旨の内容であったが、臨時職員であった期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは記憶していないと回答している。

これらの状況を踏まえると、請求者は、請求期間当時、A'事業所に臨時職員として勤務していたことがうかがえる一方、A事業所から提出された当時のA事業所臨時職員取扱要綱によると、厚生年金保険の適用に関しては厚生年金保険法令に定めるところによる旨規定されており、当時の厚生年金保険法第12条において、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は同保険の被保険者としないう旨規定されていることから、同保険の被保険者となる要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

加えて、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険

者原票」という。)により、請求期間である昭和60年4月中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のほか、これらの同僚に対する照会において名前が挙げられた同僚の合計23人(上述の請求者が名前を挙げた同僚を除く。)のうち、生存及び所在が確認できた16人に照会し、10人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

その上、請求期間においてA事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400171号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500009号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B部署における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

昭和61年6月2日からA事業所B部署で半年間の短期契約職員として勤務し、その後昭和61年12月1日からA事業所C部署で同様に勤務したが、年金記録によると、A事業所B部署における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和61年11月30日となっているので、同喪失日を昭和61年12月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、当該事業所において半年間の短期契約職員として勤務したと述べているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、請求者は、昭和61年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和61年11月30日に同資格を喪失しており、昭和61年6月から同年11月までの半年間のうち同保険に加入していない昭和61年6月1日及び同年11月30日はいずれも日曜日である上、請求者も、請求期間である昭和61年11月30日には出勤していない旨述べている。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は当該事業所において、昭和61年6月2日に同保険の被保険者資格を取得し、昭和61年11月29日に離職しており、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

さらに、A事業所は、請求期間当時のA事業所B部署における臨時職員(現在はD職員)に関する資料を廃棄しており、当時の詳細は不明であるが、現在においても、雇用契約が満了する月の末日について厚生年金保険に加入しない場合があり、同月分の厚生年金保険料は控除していないことから、請求者についても、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していなかったと考えられる旨回答している。

加えて、オンライン記録及び被保険者原票により、請求期間前後の昭和58年1月から平成元年12月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者について確認したところ、請求者のほかにも、月末日頃(各月の29日から31日まで)に被保険者資格を喪失している者が5人確認できる。

その上、上記5人のうち1人は、請求期間直後の昭和61年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和62年5月31日に同資格を喪失しているところ、同人は、i)請求者と同様、6か月間の雇用契約の臨時職員であり、請求者は自身の前任であったと考えられること、ii)勤務開始から6か月目の昭和62年5月31日は日曜日であり、同日には勤務していないこと、iii)当該

事業所の勤務が満了した後、雇用保険の求職者給付を受給するための手続に赴いた際に、昭和 62 年 5 月 31 日の加入記録がないため受給できないことが判明し、当該事業所の事務担当者に記録の訂正を求めたものの、訂正はできないこと及びその分の保険料は控除していない旨説明されたことを具体的に述べている。

また、残る 4 人のうち 3 人は年末頃の 12 月 29 日に、一人は月末日の日曜日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、いずれも、勤務を要しない日について、厚生年金保険に加入せず、同保険の被保険者資格を喪失している状況が確認できる。

これらの状況を踏まえると、請求期間当時、当該事業所においては、雇用契約が満了する月の末日が勤務を要しない日である場合は、当該月末日について必ずしも厚生年金保険に加入させていない取扱いを行っていたことがうかがわれるとともに、雇用契約が満了する月に係る厚生年金保険料を控除していなかった状況がうかがわれる。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。